

松江市告示第 500 号

松江市国民健康保険診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領（平成 27 年松江市告示第 455 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 11 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(目的) 第 1 条 この要領は、松江市国民健康保険_____にかかる診療報酬明細書等(以下「レセプト」という。)の開示の依頼があった場合における取扱いに関し、その基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮をしつつ被保険者等へのサービスの一層の充実を図るとともに、松江市国民健康保険事業_____におけるレセプトの開示業務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。 (開示対象レセプトの範囲) 第 2 条 開示の対象は、原則として過去 5 年間分の国民健康保険_____に係るレセプトとする。 (開示依頼対象者の範囲) 第 3 条 個人のプライバシーの保護を図る観点から、次に掲げる者に限り開示の依頼に応じる。	(目的) 第 1 条 この要領は、松江市国民健康保険<u>及び老人医療</u>にかかる診療報酬明細書等(以下「レセプト」という。)の開示の依頼があった場合における取扱いに関し、その基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮をしつつ被保険者等へのサービスの一層の充実を図るとともに、松江市国民健康保険事業<u>及び老人保健事業</u>におけるレセプトの開示業務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。 (開示対象レセプトの範囲) 第 2 条 開示の対象は、原則として過去 5 年間分の国民健康保険<u>及び老人医療</u>に係るレセプトとする。 (開示依頼対象者の範囲) 第 3 条 個人のプライバシーの保護を図る観点から、次に掲げる者に限り開示の依頼に応じる。

(1) 被保険者等

ア 被保険者及び被扶養者本人_____ (被保険者であった及び被扶養者であった者を含む。ただし、死亡している者を除く。以下「資格取得者」という。)

イ・ウ 略

(2) 略

ア～ウ 略

(業務処理方法)

第4条 開示依頼があった場合、業務処理を次のとおり行うものとする。

(1) 被保険者等からの開示依頼の場合

ア 略

(ア)～(ス) 略

イ 依頼者の本人確認方法

依頼者の本人確認は、以下に掲げる書類(有効な原本に限る。写しは不可。)の提出又は提示を求めて確認する。

なお、提示をもって確認した場合には、原則として提示された書類の写しを取るものとし、その際には本人の了解を得る。

(ア) 資格取得者による開示依頼の場合

次のa又はbに掲げる書類で確認する。

また、婚姻等によって、開示依頼時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類(住民票等)の提出又は提示を求めて確認する。

(1) 被保険者等

ア 被保険者、被扶養者本人及び老人医療受給者(被保険者であった及び被扶養者であった者を含む。ただし、死亡している者を除く。以下「資格取得者」という。)

イ・ウ 略

(2) 略

ア～ウ 略

(業務処理方法)

第4条 開示依頼があった場合、業務処理を次のとおり行うものとする。

(1) 被保険者等からの開示依頼の場合

ア 略

(ア)～(ス) 略

イ 依頼者の本人確認方法

依頼者の本人確認は、以下に掲げる書類(有効な原本に限る。写しは不可。)の提出又は提示を求めて確認する。

なお、提示をもって確認した場合には、原則として提示された書類の写しを取るものとし、その際には本人の了解を得る。

(ア) 資格取得者による開示依頼の場合

次のa又はbに掲げる書類で確認する。

また、婚姻等によって、開示依頼時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類(住民票等)の提出又は提示を求めて確認する。

a 略

b 次のうちいずれか2点「(a)+(b)
又は(a)+(a)」

(a)	<u>資格確認書及び資格情報のお知らせ</u> _____ _____ 国民年金年金証書（手帳）、 厚生年金保険年金証書（手帳）、 船員保険年金証書（手帳）、 共済年金証書、恩給証書、 身体障害者手帳、依頼書 に押印した印の印鑑登録証明書
(b)	略

(イ)・(ウ) 略

ウ～コ 略

(2)～(4) 略

(開示業務担当部署)

第6条 レセプト開示に係る業務は、個人データを直接取り扱うものであり、かつ、依頼者と個別の対応を行う業務であることから、国民健康保険_____の担当課においてこれを行うものとする。

a 略

b 次のうちいずれか2点「(a)+(b)
又は(a)+(a)」

(a)	<u>国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、共済組合員証</u> 、 国民年金年金証書（手帳）、 厚生年金保険年金証書（手帳）、 船員保険年金証書（手帳）、 共済年金証書、恩給証書、 身体障害者手帳、依頼書 に押印した印の印鑑登録証明書
(b)	略

(イ)・(ウ) 略

ウ～コ 略

(2)～(4) 略

(開示業務担当部署)

第6条 レセプト開示に係る業務は、個人データを直接取り扱うものであり、かつ、依頼者と個別の対応を行う業務であることから、国民健康保険又は老人医療の担当課においてこれを行うものとする。

様式第1号中「松江市長 松 浦 正 敬 様」を「松江市長 上 定 昭 仁 様」に、

依頼者欄	氏名	(フリガナ) Ⓜ	男女	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月 日生
	住所	〒 ー 丁目 番 号 松江市 町 番地 電話 ー		
	受診者との関係	1. 本人 2. 遺族 3. (未成年者・成年被後見人)の法定代理人 4. 弁護士		
	開示(交付)の方法	窓 口 交 付		
	*遺族の氏名 及び生年月日	(フリガナ)	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月 日生	

を

依頼者欄	氏名	(フリガナ) Ⓜ	年 月 日生
	住所	〒 ー 電話 ー	
	受診者との関係	1. 本人 2. 遺族 3. (未成年者・成年被後見人)の法定代理人 4. 弁護士	
	開示(交付)の方法	窓 口 交 付	
	*遺族の氏名 及び生年月日	(フリガナ)	年 月 日生

に、

本人(受診者)欄	氏名	(フリガナ) Ⓜ	男女	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月 日生
	住所	〒 ー 丁目 番 号 松江市 町 番地 電話 ー		
	診療時における被保険者証の記号番号	被保険者・被扶養者の別	*被扶養者である場合については被保険者の氏名及び生年月日	
	01ー	1. 被保険者 2. 被扶養者	氏名 年 月 日生	
	老人医療受給者番号			

を

本人（受診者）欄	氏名	(フリガナ)		年 月 日生	
	住所	〒		電話	
	診療時における被保険者の記号・番号	被保険者・被扶養者の別		*被扶養者である場合については被保険者の氏名 及 び 生 年 月 日	
	01—	1. 被保険者 2. 被扶養者		氏名 年 月 日生	

に、

A 本人確認書類	1. 個人番号カード 2. 運転免許証 3. 旅券(パスポート) 4. 身分証明書(官公庁等の写真付) 5. 船員手帳 6. その他()
	7. 健康保険被保険者証 8. 船員保険被保険者証 9. 国民健康保険被保険者証 10. 厚生年金保険年金証書(手帳) 11. 身体障害者手帳 12. 依頼書に押印した印の印鑑登録証明書 13. 写真付身分証明書(学生証、会社) 14. 写真付公の機関が発行した資格証明書 15. その他()

を

A 本人確認書類	個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)、身分証明書(官公庁等の写真付)、船員手帳、その他()
	資格確認書及び資格情報のお知らせ、厚生年金保険年金証書(手帳)、身体障害者手帳、依頼書に押印した印の印鑑登録証明書、写真付身分証明書(学生証、会社)、写真付公の機関が発行した資格証明書、その他()

に、

